

請願番号	請願第48号	受理年月日	平成26年6月12日
請願の件名	<p>安倍政権のすすめる解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対する決議と意見書を求める請願</p> <p>【請願の事項】 貴議会が、安倍政権の集団的自衛権行使容認に反対する決議を採択し、政府に意見書をあげていただきますよう請願します。</p> <p>【請願の趣旨】 安倍首相は、首相の私的諮問機関である安保法制懇の報告書を受けて、現憲法の下でも集団的自衛権行使は可能であるとする憲法解釈の変更を閣議決定しようとしています。これは、“「戦争放棄」を定めた憲法9条の下では、我が国に対する急迫不正の侵害を排除するための（＝個別的自衛権行使のための）必要最小限度の自衛力しか持たず、集団的自衛権行使は憲法9条を改定しなければできない”とする、歴代政府が戦後長きにわたって表明してきた立場を、憲法改定の手続きを経ることもなく、1内閣の閣議決定だけで根本的に変えようとするものです。</p> <p>それは、憲法によって権力を縛る立憲主義の完全な否定です。このようなことを許せば、内閣の解釈の変更だけで憲法の平和的民主的条項の内容が次々と変えられることになり、憲法はあつてなきものとなってしまいます。</p> <p>集団的自衛権とは、我が国が攻撃されていなくても、他国のために武力を行使するもので、これを認めることは、「海外で戦争しない国」を「海外で戦争する国」に根本から変えるものです。この道がいったん開かれれば、政府の判断や立法措置によって、海外での戦争に参加する道が際限なく拡大されることとなります。それは全国すべての自治体・住民の未来に重大な影響を与え、日本の進路を左右する大問題であります。「限定的」行使などというごまかしでこれを推進することは断じて許されません。</p> <p>私たちは、以上の立場から、憲法の立憲主義と平和主義を破壊する解釈改憲による集団的自衛権行使容認に強く反対し、その動きを中止することを強く求めて請願するものです。</p>		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘要			